

# 社会保障・税一体改革について (平成 21 年度税制改正法 附則第 104 条)

平成 23 年 12 月 7 日

財務省

# 社会保障・税一体改革の概要(議論の経緯)

<平成20年>

社会保障国民会議(最終報告・H20.11)

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラム(H20.12)

21年度税制改正(H21.3)

(21年度税制改正関連法附則104条)

経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、  
2011年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。

<平成21年>

安心社会実現会議(報告・H21.6)

<平成22年>

政府・与党社会保障改革検討本部(H22.10)

民主党・税と社会保障の抜本改革調査会中間整理(H22.12)

社会保障改革に関する有識者検討会報告(H22.12)

社会保障改革の推進について(H22.12.14閣議決定)

社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。

<平成23年>

社会保障改革に関する集中検討会議

- ・社会保障・税一体改革の集中的な検討、国民的なオープンな議論
- ・平成23年2月5日 第1回開催 ⇒ 第6回(5月12日)「厚生労働省案」 ⇒ 第10回(6月2日)「社会保障改革案」

「るべき社会保障」の実現に向けて(民主党 社会保障と税の抜本改革調査会(H23.5))

「国と地方の協議の場」(6月13日)  
等、地方団体との意見交換

政府・与党社会保障改革検討本部 成案決定会合

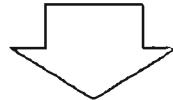
- ・社会保障と税制の一体改革の成案を作成するため、政府・与党社会保障改革検討本部の下に設置。
- ・第1回を6月8日に開催。以降、第5回(6月30日)まで開催。

「社会保障・税一体改革成案」(H23.6.30政府・与党社会保障改革検討本部決定) ⇒ 7月1日 閣議報告

社会保障改革の推進について

平成 22 年 12 月 14 日 閣議決定

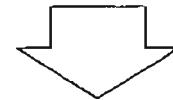
1. 社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23 年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。



「社会保障・税一体改革成案」

平成 23 年 6 月 30 日 政府・与党社会保障改革検討本部決定

平成 23 年 7 月 1 日 閣議報告



「基本方針」

平成 23 年 9 月 2 日 閣議決定

一、 必要な社会保障の機能強化を確実に実施し、同時に社会保障全体の持続可能性の確保を図るため、社会保障・税一体改革成案を早急に具体化する。

# 所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）（抄）

## 附 則

### （税制の抜本的な改革に係る措置）

第104条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対する施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、2010年代（平成22年から平成31年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

- 2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。
- 3 第1項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。
  - 一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるもの）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

- 二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。
- 三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。
- 四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則に基づく特例による税率をいう。）を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。
- 五 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。
- 六 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。
- 七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。
- 八 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること。

## 社会保障・税一体改革成案と附則第104条の比較

	社会保障・税一体改革成案 政府・与党社会保障改革検討本部決定(平成23年6月30日)	附則第104条 所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)
税制抜本改革 (全般)	<p><b>V 社会保障・税一体改革のスケジュール</b></p> <p>税制抜本改革については、政府は日本銀行と一緒にデフレ脱却と経済活性化に向けた取組みを行い、これを通じて経済状況を好転させることを条件として遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施するため、平成21年度税制改正法附則104条に示された道筋に従って平成23年度中に必要な法制上の措置を講じる。</p> <p>上記の「経済状況の好転」は、名目・実質成長率など種々の経済指標の数値の改善状況を確認しつつ、東日本大震災の影響等からの景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、総合的に判断するものとする。また、税制抜本改革の実施に当たっては、<b>予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする</b>。これらの事項については、政府・与党において参考すべき経済指標、その数値についての考え方を含め十分検討し、上記の法制化の際に必要な措置を具体化する。</p> <p>以上のスケジュールに基づき、<b>国会議員定数の削減や、公務員人件費の削減、特別会計改革や公共調達改革等の不断の行政改革及び予算の組替えの活用等による徹底的な歳出の無駄の排除に向けた取組みを強めて、国民の理解と協力を得ながら社会保障と税制の改革を一体的に進める</b>。</p> <p><b>2 社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成</b></p> <p>具体的には、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、…、社会保障の安定財源確保を図る。</p> <p>これらの取組みなどにより、<b>2015年度段階での財政健全化目標の達成に向かうことで、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への一里塚が築かれる</b>。</p>	<p><b>【第1項】</b></p> <p>政府は、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、2010年代の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。</p> <p><b>【第2項】</b></p> <p>前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。</p>

	<b>社会保障・税一体改革成案</b> 政府・与党社会保障改革検討本部決定(平成 23 年 6 月 30 日)	<b>附則第 104 条</b> 所得税法等の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 13 号)
個人所得課税	<p>雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、<b>格差のは是正や所得再分配機能等の回復</b>のため、各種の所得控除の見直しや税率構造の改革を行う。給付付き税額控除については、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進める。金融証券税制について、<b>金融所得課税の一体化</b>に取り組む。</p>	<p><b>【第3項第1号】</b></p> <p>個人所得課税については、<b>格差のは是正及び所得再分配機能の回復</b>の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに<b>金融所得課税の一体化</b>を更に推進すること。</p>
法人課税	<p>企業の国際的な競争力の維持・向上、国内への立地の確保・促進、雇用と国内投資の拡大を図る観点から、国際的な協調や主要国との競争条件等にも留意しつつ、<b>課税ベースの拡大等</b>と併せ、<b>法人実効税率の引下げ</b>を行う。地域経済の柱となり、雇用の大半を担っている中小法人に対する軽減税率についても、中小企業関連の租税特別措置の見直しと併せ、引下げを行う。</p>	<p><b>【第3項第2号】</b></p> <p>法人課税については、<b>国際的整合性の確保</b>及び<b>国際競争力の強化</b>の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。</p>

	社会保障・税一体改革成案（抜粋） 政府・与党社会保障改革検討本部決定（平成23年6月30日）	附則第104条 所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）
消費税	<p>(1) 消費税収を主たる財源とする社会保障安定財源の確保</p> <p>国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分からち合う観点などから、社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収（国・地方）を主要な財源として確保する。</p> <p>消費税収（国・地方）については、…、今後は、高齢者三経費を基本としつつ、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」（「社会保障四経費」）に充当する分野を拡充する。</p> <p>(2) 消費税の使途の明確化</p> <p>消費税収（国・地方、現行分の地方消費税を除く）については、全て国民に還元し、官の肥大化には使わないこととし、消費税を原則として社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、その使途を明確化する（消費税収の社会保障財源化）。</p> <p>(4) 消費税率の段階的引上げ</p> <p>社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する</p> <p>いわゆる逆進性の問題については、消費税率（国・地方）が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再分配を見てもなお対策が必要となった場合には、制度の簡素化や効率性などの観点から、複数税率よりも給付などによる対応を優先することを基本に総合的に検討する。</p> <p>併せて、消費税制度の信頼性を確保するための一層の課税の適正化を行うほか、消費税と個別間接税の関係等の論点について検討する。</p>	<p>【第3項第3号】</p> <p>消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた観点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。</p>

	<b>社会保障・税一体改革成案</b> 政府・与党社会保障改革検討本部決定(平成23年6月30日)	<b>附則第104条</b> 所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)
<b>消費課税 (消費税以外)</b>	エネルギー課税については、地球温暖化対策の観点から、エネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出抑制等を図るための税を導入する。また、地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討する。車体課税については、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で見直しを検討する。	<p>【第3項第4号】 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。</p> <p>【第3項第8号】 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化(環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。)を推進すること。</p>
<b>資産課税</b>	資産再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する観点から、相続税の課税ベース、税率構造を見直し、負担の適正化を行う。これと併せ、高齢者が保有する資産の現役世代への早期移転を促し、その有効活用を通じた経済社会の活性化を図るとの観点から、世代を超えた資産格差の固定化にも配慮しつつ、贈与税を軽減する。また、事業承継税制について、運用状況等を踏まえ見直しを検討する。	<p>【第3項第5号】 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。</p>
<b>地方税制</b>	地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、税制を通じて住民自治を確立するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革する。	<p>【第3項第7号】 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。</p>
<b>その他</b>	社会保障・税に関する共通番号制度の導入を含む納税環境の整備を進めるとともに、国際的租税回避の防止を通じて適切な課税権を確保しつつ投資交流の促進等を図る等の国際課税に関する取組みや国際連帯税等について、検討を行う。	<p>【第3項第6号】 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。</p>

## 「経済状況の好転」に関する発言

### ○ 野田総理大臣の答弁（平成 23 年 11 月 21 日 参・予算委（対磯崎陽輔君））

解釈の違いで、絶対に前提条件であるかというと、そうではないという解釈が私たちにはたつんです。その上で、今の経済状況をどうするか、その景気判断はあると思います。問題は、成案で書いてあることは、消費税率を 10% に段階的に引上げていくときの経済状況をどうするか、ということが重点的に書いてあるということでございますので、今の景気判断とは別の話であります。

### ○ 野田総理大臣の答弁（平成 23 年 11 月 25 日 参・本会議（対塚田一郎君））

平成 21 年度税制改正法附則 104 条及び一体改革成案においては、消費税を含む税制抜本改革の実施に当たり「経済状況を好転させること」とされており、現時点や法案提出時点の経済状況について言及しているものではないと考えております。

### ○ 野田総理大臣の答弁（平成 23 年 11 月 29 日 参・財金委（対中西健治君））

「経済状況の好転」は、経済が悪化している状況からの回復の過程、持ち直しで判断して行くものだと思われますが、名目 GDP といった特定の指標のみをもって判断するのではなく、様々な経済指標を考慮した上で、総合的な判断を行う必要があると思います。

### ○ 藤村官房長官記者会見における発言（平成 23 年 11 月 21 日）

104 条をちょっと読みますと、「平成 20 年度を含む 3 年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、」で、ここまでで切れているわけですね。一つの意味合いとしては。その後に書いてあるのが「平成 23 年度までに必要な法制上の措置を講ずる」と書いてありますと、法律を出すことと、経済状況の好転ということとは関係がないというか、そういう理解、解釈であります。そのとおりを今日、たぶん、委員会での答弁としてされたと思います。

### ○ 与謝野財務大臣（当時）の答弁（平成 21 年 2 月 24 日 衆・予算委（対細野豪志君））

（経済の好転が）うまくいったら 2011 年度（平成 23 年度）からやりましょう、でも、うまくいかない場合でも、2011 年度（平成 23 年度）までは法律だけはつくっておきましょう、だけれども、実際それでやる、具体的にスタートするのは、それは別の判断ですよと。ただ、法律としての税法としてのフレームワークはそれまでにつくっておく必要があるでしょう、それを開始するための条件というのはまた別なんじゃないですか、また別にちゃんと決めなきゃいけないでしょうと。そういうことが書いてあるので、そんな難しい複雑なことが書いてあつたり、何か逃げようとか、何か強引にやろうとか、そういうことが書いてあるわけじゃないんですね。

## 自民党・財政健全化責任法案と財政運営戦略との比較

(注)下線は財政運営戦略との主な相違点。

	自民党・財政健全化責任法案（概要）	財政運営戦略（22.6.22閣議決定）（概要）
ストック目標	○ 2021年度(平成33年度)以降、国・地方の債務残高の対GDP比を安定的に低下	○ 2021年度(平成33年度)以降、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下
フロー目標	○ 国・地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2020年度(平成32年度)までに黒字化</li> <li>・ 2015年度(平成27年度)までに対GDP比を2010年度(平成22年度)から半減</li> </ul>	○ 国・地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2020年度(平成32年度)までに黒字化</li> <li>・ 2015年度(平成27年度)までに対GDP比を2010年度(平成22年度)から半減</li> </ul> ○ <u>2021年度(平成33年度)以降も、財政健全化努力を継続</u> ○ <u>国の基礎的財政収支</u> :上記と同様の目標
中期計画の策定期間	○ 毎年度(平成23年度を除く)の概算要求前に、 <u>5年を1期</u> とする「財政健全化中期計画」を策定。	○ 每年度、 <u>3年を1期</u> とする「中期財政フレーム」を策定。
中期計画の内容	① 国の財政の健全化のために政府が <u>各年度において講すべき措置</u> ② 地方公共団体が自主的かつ自立的に行う財政の健全化に資するために政府が各年度において講すべき措置 ③ 上記のほか、国及び地方公共団体の財政の健全化のために必要な事項	①新規国債発行額 平成23年度の新規国債発行額は、平成22年度予算の水準(約44兆円)を上回らないものとするよう、全力をあげる。それ以後も着実に縮減させることを目指し、抑制に全力。 ②歳入面での取組 個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる税制の抜本的な改革を行うため、早急に具体的な内容を決定。財政健全化目標の達成に向けて、必要な歳入を確保。 ③歳出面での取組(平成23~25年度) 「基礎的財政収支対象経費」について、前年度当初予算の同経費の規模(「歳出の大枠」71兆円)を実質的に上回らない。

中期計画の 国会承認	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中期計画策定・変更後、遅滞なくこれを<u>国会に提出し、その承認を受けるものとする。</u></li> </ul>	
ベイ・アズ・ ユー・ゴー・ ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たに予算を伴う施策を実施しようとするときは、当該施策の実施に要すると見込まれる経費の額を上回る額の財源を安定的に確保。</li> <li>○ 政府は、<u>平成 23 年度の予算に関し、財政健全化目標との整合性を確保するとともに、新たに予算を伴う施策については、当該施策の実施に要すると見込まれる経費の額を上回る額の財源を安定的に確保。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歳出増・歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、恒久的な歳出削減・歳入確保措置により、それに見合う安定的な財源を確保。</li> </ul>
社会保障改 革・税制抜本 改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>年金、医療及び介護に係る社会保障制度について将来にわたり安定的に運営するために必要な措置並びに少子化に対処するために必要な措置を講ずるとともに、これらに要する財源を安定的に確保するため、所得税法等の一部を改正する法律附則第 104 条に定める道筋その他同条の趣旨に従つて、消費税を含む税制の抜本的な改革を行うために必要な法制上の措置を講ずる。</u></li> <li>○ 政府により作成された当該措置に係る<u>素案について、党派を超えた国会議員により構成される会議を設置し、その会議において国民的視点から諸施策を検討するほか、学識経験者その他広く国民の意見を求め、その合意形成を図る。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>年金、医療及び介護の給付等の施策に要する社会保障費のような構造的な増加要因である経費に対しては、歳入・歳出の両面にわたる改革を通じて、安定的な財源を確保していく。</u></li> <li>○ <u>個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる税制の抜本的な改革を行うため、早急に具体的な内容を決定することとする。こうした税制の改革により、財政健全化目標の達成に向けて、必要な歳入を確保していく。</u></li> </ul>

## 「素案」に関する発言

### ○ 野田総理大臣の答弁 (平成 23 年 11 月 30 日 国家基本政策委員会両院合同審査会 対: 谷垣禎一君)

法案を提出する前には当然、閣議決定する。ただ素案を政府がまとめたら与野党協議を求める。素案がバージョンアップすればそれを大綱として閣議決定する段取りができる。

### ○ 野田総理大臣記者会見における発言 (平成 23 年 12 月 1 日)

まず、最初の素案ですが、素案とは政府・与党が取りまとめる考え方、これが素案であります。この素案を取りまとめて、昨日の党首討論でも申し上げましたけれども、その段階で政府・与党の中で考え方をまとめるわけでありますから、それを野党の皆さんにもご提示をし、税と社会保障の一体改革、その在り方についてご議論をさせていただきたいと思います。その議論を経て最終的に成案としてまとめするのが大綱であるということでございまして、その大綱を踏まえて法案提出の準備に入っていくと、そういう段取りであるということを私はイメージをしています。

これは自民党がかつて国会に提出をした、参議院選挙の後に提出をした財政健全化責任法にもこういう記述がございました、政府はまず素案を取りまとめて、そしてその素案について党派を超えて、国民的な視点から検討し合意形成をするということになっていましたので、私はその事も参考にしながらこの同様のプロセスをたどっていきたいと思っております。その時期、あるいは率等々含めて、なるべくその素案や大綱の段階では具体的に明示をしていきたいと思いますし、その議論は、まだ国会がありますので、いろいろと政府内、与党内での議論もまだまだ制約がありますが、あくまで年内をめどにそういう形で素案や大綱作りに進んでいきたいというふうに考えております。

○ 藤村官房長官記者会見における発言（平成23年12月2日）

言葉の整理を、じゃあちょっとさせていただきます。政府・与党において、年内を目途に、6月の成案の具体化を取りまとめると。で、これをまあ素案と昨日の総理会見でも言っておりますので、その前も言っていますが、国会答弁ですね。それで、その取りまとめた文書、素案を野党皆さんに提示して、これは協議を呼びかけるということになろうと思います。で、そこで政府・与党の取りまとめの文書を素案と言ってるのは、今おっしゃったような、確かに自民党さんの財政健全化責任法の規定もこれは参考にして、そこには特に与野党での協議というプロセスが書かれているので、それを参考にしたと。で、素案には、これまで申し上げているとおり、もちろん、税率とか実施時期をできるだけ具体的に盛り込むわけで、6月の成案とは相当、さらに中身があるものと、こういう理解であります。こうした与野党の議論を経た上で、政府としては、法案提出の前提となります大綱というものを作り、で、附則104条に基づいて、来年3月までにこれは国会に法案を提出すると、こういう順番になろうと思います。素案という言葉については、自民党が提出された財政健全化責任法案の中の文言でありまして、これを引用したことだということです。

(参考) 自民党・財政健全化責任法案（国等の責任ある財政運営を確保するための財政の健全化の推進に関する法律案）

(社会保障制度等の改革及びこれに要する安定財源の確保のための税制の抜本的な改革)

第九条 政府は、第二条の趣旨を踏まえ、安心で豊かな福祉社会及び公正で活力ある社会を実現するため、年金、医療及び介護に係る社会保障制度について将来にわたり安定的に運営するために必要な措置並びに少子化に対処するために必要な措置を講ずるとともに、これらに要する財源を安定的に確保するため、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項前段に定める道筋その他同条の趣旨に従って、消費税を含む税制の抜本的な改革を行うために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2 前項の規定による措置が講ぜられるに当たっては、政府により作成された当該措置に係る素案について、党派を超えた国会議員により構成される会議を設置し、国民的視点から検討するほか、学識経験者その他広く国民の意見を求め、その合意形成が図られるものとする。

## 税制抜本改革のうち 22 年度・23 年度での対応事項

### ○ 個人所得課税

- ・年少扶養控除廃止、特定扶養控除縮減（22 年度改正）
- ・給与所得控除の上限設定、成年扶養控除縮減（23 年度改正 → 24 年度改正 or 抜本改革）
- ・金融証券税制について、平成 26 年 1 月から 20% 本則税率化を実施し、同時に日本版 ISA を創設（23 年度改正）  
(23 年度改正において、10% 軽減税率を 2 年延長し、26 年 1 月から 20% 本則税率を適用するとされたことに伴い、日本版 ISA についても、2 年延期し平成 26 年から導入)

### ○ 法人課税

- ・法人実効税率の引下げ（23 年度改正）
- ・減価償却資産の償却率の見直し、欠損金繰越控除の一部制限、貸倒引当金制度の適用法人の限定等の課税ベース拡大（23 年度改正）
- ・中小法人に対する軽減税率の引下げ等（23 年度改正）

### ○ 消費課税（消費税以外）

- ・地球温暖化対策のための税の導入（23 年度改正 → 24 年度改正 or 抜本改革）

### ○ 資産課税

- ・相続税の基礎控除の引下げ等の課税ベースの拡大、最高税率の引上げ等の税率構造の見直し  
(23 年度改正 → 24 年度改正 or 抜本改革)
- ・贈与税の税率構造の緩和、精算課税の対象拡大（23 年度改正 → 24 年度改正 or 抜本改革）

### ○ 番号制度

- ・「社会保障・税番号大綱」の策定（23 年 6 月）

23年度税制改正法案の扱いについて  
(平成23年11月10日 民主党・自由民主党・公明党 税制調査会長)

政府修正案

法人課税

- ・実効税率を5%引下げ（法人税率30%→25.5%）
- ・課税ベースの拡大等
  - 減価償却の見直し
  - 欠損金繰越控除の見直し
  - 研究開発税制の見直し 等
- ・中小法人に対する軽減税率の引下げ（18%→15%）
- ・中小企業関係租特の見直し

政府修正案どおり

資産課税

- ・相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直し 等
- ・贈与税の税率構造の緩和、精算課税の対象拡大（孫）

個人所得課税

- ・給与所得控除の上限設定
- ・特定支出控除の見直し
- ・成年扶養控除の縮減（低所得者・障害者等は存続） 等

法案から削除

消費課税

- ・地球温暖化対策のための税の導入（石油石炭税の税率の上乗せ）

納税環境整備

- ・税務調査手続（現行の運用上の取扱いを「法令上明確化」）
- ・更正の請求期間の延長等
- ・理由附記等

政府修正案どおり